

「改憲手続法改定案」に反対し、憲法を守り、いかすことを求める(談話)

2014年4月10日
全日本教職員組合(全教)
書記長 今谷 賢二

1. 自民党、公明党、民主党、日本維新の会、みんなの党、結いの党、生活の党の与野党7党は、4月8日、改憲手続法(国民投票法)改定案を衆議院に共同提出しました。与党は、6月22日に会期末を迎える今国会中に成立させることをねらっています。これは、明文改憲を視野に入れた憲法9条などの改悪の条件づくりをすすめるものであり、断じて容認することはできません。いま、国民が求めているのは憲法の改悪ではなく、憲法を守り生かす政治の実現です。

改定案は、憲法改定の際に必要な国民投票法の投票権の年齢を法施行から4年間は「20歳以上」、その後「18歳以上」にすることについては、改めて「改正法施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、必要な法制上の措置を講ずるものとする」旨の検討条項を、改正法の附則に設けています。投票権年齢は、もともと、「20歳以上としていたものを国民投票法の審議の過程で、自民党、公明党がみずから「18歳以上」に引き下げ、選挙年齢・成人年齢(20歳以上)も国民投票法施行までの3年間に18歳に引き下げることになっていました。改定案の内容は、この間の議論さえ無視し、逆行するものとなっています。

国民投票法は、憲法改定の手続きを定めたもので、現段階で「改正」することは、憲法改悪に向けた論議を加速し、憲法改悪にむけた環境づくりをねらうものにほかなりません。全教は、現行憲法を守り、いかすことを求める教職員組合として、国民投票法改定案の国会提出に抗議し、その撤回を求めます。

2. 国民投票法は、多くの国民の反対の声を押し切って2007年に強行されました。国会審議を通じて、その問題点が明らかになるとともに、選挙権年齢の引き下げなど三つの検討事項が懸案として残り、国会が改憲を発議しても、国民に是非を問う投票は実施できない状態におかれてきました。今回の「改定案」は、これらの検討事項の「解決」をめざし、改憲手続きを確定させようとするものです。しかし、「改定案」では、施行4年後に国民投票の投票年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げることを内容とし、同様に附則に盛り込まれていた「公務員の政治的行為の容認」は「改正法施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、必要な法制上の措置を講ずるものとする」旨の検討条項を改正法附則に設けるなど先送りしました。また、「国民投票制度」についても、改めて「その意義及び必要性について、更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」旨の検討条項を改正法附則に設けるなど先送りしました。

多くの国民から疑問視されてきた最低投票率の設定などは具体的な検討さえ行われていません。「まず投票法の整備」を急いだものであり、憲法改悪の環境づくりにほかなりません。

3. 全教は、3月29日、教組共闘連絡会・子ども全国センターと力をあわせて、「安倍『教育再生ストップ! 憲法を守り、いかそう 3・29全国学習交流集会』」を成功させました。集会には、全国から2700人を超える人々が集まり、憲法改悪と一体にねらわれている安倍「教育再生」を許さず、憲法を守り、いかすことの大切さを改めて確認し、全国での運動をいっそう大きくしようとする熱気と決意に包まれました。全教は、全国学習決起集会の成功も力に、「国民投票法改定案」に反対し、今国会で成立強行を許さず、憲法をまもり、いかす運動を幅広い国民のみなさんとの共同ですすめる決意です。

以上